

渤海の首領について

森田 悌

(一)

古代日本と長期にわたり友好関係にあった渤海国の内情を示す稀有な資料として、『類聚国史』巻一九三、殊俗部渤海上の延暦十五年四月戊子条がある。かなり長文となるが、引用すると次の通りである。

渤海遣使献方物、其王啓曰、(中略)孤孫大嵩璘頓首、又伝奉在唐学問僧永忠等所附書、渤海国者、高麗之故地也、天命開別天皇七年、高麗王高氏、為唐所滅也、後以天之真宗豊祖父天皇二年、大祚榮始建渤海国、和銅六年、受唐冊立其国、延袤二千里、無州県館駅、処々有村里、皆靺鞨部落、其百姓者靺鞨多土人少、皆以土人為村長、大村曰都督、次曰刺史、其下百姓皆曰首領、土地極寒、不宜水田、俗頗知書、自高氏以来朝貢不絶、

延暦十四年十一月に出羽国の夷地へ漂着した渤海史に関係する記事であり、『日本後紀』の編纂者が同書における最初の渤海国王啓につづけて、渤海国の沿革について説明する文章を掲げているらしい。⁽¹⁾渤海が高句麗の故地に建てられていることを云い、天智七年における高句麗の滅亡と文武二年の大祚榮による建国に触れ、広さが二千里、館駅の施設が

なく、村々は靺鞨人の部落からなり、土人ハ高句麗人は少いこと、高句麗人が都督・刺史として村々を支配していることを述べ、寒冷地で水田に適さず、人々が書物を解していることを云い、高句麗時代以来のあり方を継承し日本へ朝貢してきていることを述べている。靺鞨人の部落を高句麗人が支配していることを指摘するなど社会構成に言及し甚だ興味深い内容となっており、先学も屢々右の記事をとりあげ検討してきているが、従前の研究で論点が定まっていけないものに首領の性格がある。首領の語義は、くびないしそれより転じて組織や集団の長のことであるが、右引記事中の首領を含む文章の意味にとりにくいところがあり、解釈が一定してはいないのである。

この首領について最も詳細な論述を行っている鈴木靖民氏が先行する諸説を整理している⁽²⁾ので、それを参考にして整理し直してみると、

- ① 都督・刺史より下の百姓をみな首領と称したとする説、
- ② 都督・刺史より下位の地方官とみる説、
- ③ 都督・刺史ないしそれ以外の一切の地方官を百姓が首領と称したとする説、

の三説に大別してよいであろう。「其下百姓皆曰首領」という文章の解釈

の相違により右三説が出来しており、①説では、

ソノ下ノ百姓ヲ皆、首領ト曰フ。

と訓み、②説では、

ソノ下ヲ、百姓皆、首領ト曰フ。

③説では、

ソノ下ノ百姓皆、(都督・刺史ヲ)首領ト曰フ。

と訓読していることになる。①説に関しては、問題の文章の直前の「大村曰都督、次曰刺史」と同じスタイルの文章とみ、②説では其下と百姓を別箇のものとみ、③説では都督・刺史らについての注記的文章とみていることになる。漢文の文法に即する限り三説ともあり得る解釈であり、右の文章のみからでは当否を判断することは不可能である。結局他の史料と関連させ検討を行っていくことが必要であり、次に節を改め、卑案を展開してみたいと考える。

(一)

渤海関係の史料で首領とみえるものを大別すると、中国人が呼称しているものと渤海内部で使用されている呼称との二つに分けることが可能である。先引した『類聚国史』延暦十五年条の首領は渤海内部の呼称であることが明瞭であるが、中国人が呼称したものとしては中国皇帝が渤海王に下賜した勅書中にみえるものがある。一例を「勅渤海王大武芸書」とすると、

勅忽汗州刺史渤海郡王大武芸、(中略) 觀卿表状示有忠誠可熟思之、

不容易尔、今使内使往宣諭朕意、一一並口具述、使人李尽彦、朕亦親有处分、皆知之、秋冷、卿及衙官首領百姓平安好、並遣崔尋挹、同往書指不多及、⁽³⁾

とあり、渤海国内の人々を卿||渤海王、衙官||官人、首領及び百姓とに分けていることが知られる。渤海王に与えられた他の勅書の末尾には「卿及首領百姓等並平安好」ともあり、慣用的な語句として措かれていると解することができるが、意味するところは渤海王の下にある有力者といったところであろう。渤海王の一族を含んでいることも考えられる。かかる用法での首領は遣唐使を介し日本の天皇に与えられた唐皇帝の勅書中にもみえ、

勅日本国王王明楽美御徳、(中略) 冬甚寒、卿及首領百姓並平安好、と記されている。右勅書は天平四年八月に任命され同五年閏三月に辞見し同六年十一月に多祢島に帰着している多治比真人広成に渡されたものであり、この卿は天皇、首領は皇族や有力王臣を指していると考えられる。八世紀の日本に首領なる呼称の人たちが居たとは考えられず、中国人が天皇の下的有力王臣・貴族を首領と解釈し呼称しているのである。渤海王大武芸に与えられた勅書中の首領も、渤海国内で首領と呼ばれている人たちを意識しているとは考えられず、有力者を首領と解釈し、呼称しているとみるべきであろう。従前の渤海の首領に関する研究では、渤海内部で呼称されている首領を中国人の呼称する首領と関連づけたり、それと調和的に解釈することを行っている論稿をみうけるが、方法的に問題があるように思われる。

中国文献において首領なる語は渤海王や日本の天皇に与えられた勅書

にみえるだけでなく、他の蕃国王や酋長に与えられた勅書中にも頻見し、正史の蕃国伝などにおいても散見する言葉である。新羅王金興光に与えられた勅書の末尾に「卿及首領百姓並安好」⁽⁵⁾、吐蕃の贊普に与えられた勅書に「平章事及首領以下並平安好」⁽⁶⁾などある如く、王や百姓に並んで首領の平安を祈念する文言を描くことが慣行となっており、「勅安南首領爨仁哲等書」では、

勅安南首領歸州勅史爨仁哲、潘州勅史潘明成、獠子首領阿迪
(下略)⁽⁷⁾、

とあり、安南において爨仁哲以下複数の有力豪族らが唐皇帝により首領とされていたことが知られ、「勅西南蛮大首領蒙煇義書」には、

勅西大蛮大師特進蒙煇義及諸酋首領(下略)⁽⁸⁾、

とあるので、唐皇帝は西南蛮の社会の最有力者を大首領としその下の酋長を首領としていたことが知られるのである。『旧唐書』北狄、靺鞨の頃には、

開元十三年、安東都護薛泰請於黑水靺鞨内置黑水軍、統更以最大部落為黑水府、仍以其首領為都督・諸部刺史隸屬焉、中国置長史、就其部落監領之、

とあり、靺鞨の首領を都督や刺史に起用したことが知られる。『唐書』では右引文の首領とある部分が部長となっているが、靺鞨の首長・酋長の類を指していることに疑いない。蕃族の長を首領と称し都督・刺史の類に任用するという記事は新旧唐書に少なくなく、中国人は、現地語による呼称を顧慮せず、首長や有力豪族を首領として一括していたのである。猶、右の記事で「ソノ首領ヲ以テ、都督・諸部刺史トナス」という文

章からすれば、首領の概念と都督・刺史の如き官人を意味する語とは一応別箇であり、首領とは多分に社会階層に関わる概念と云ってよさそうである。先引した渤海王大武芸に与えられた勅書の末尾に「卿及衙官首領百姓」とみえていたが、衙官は官人、首領は有力豪族を意味し、両者は類概念を異にしているとみられる。現実の渤海社会では首領階層のものが衙官⇨官人となっていたことであろうが、衙官とならない首領もいたことと思う。先に触れた遣唐使多治比広成に手渡された天皇宛て勅書中にみえる首領を鈴木靖民氏は、「在地首長層を指すからさしずめ郡司あたりに該当する」と推測している⁽⁹⁾。私は、中国人の呼称する首領が都督刺史などに起用されていることからみて、皇親や中央氏族の長に当るような人たではないと相応しくないように思われるので、鈴木氏の推測は再考を要するのではあるまいかと考える。日本の郡司も在地首長層といつてよいだろうが、郡司層の人たちが就く官職となるとまずは兵衛やそれに類するトネリ程度でしかない。父兄に大少領(評督・助督)をもち下総国海上郡大領への就任を希望した他田日奉部直神護が資人ないし中宮舍人として三一年間勤務したことはよく知られているが、かかる神護の官歴が郡司層の人たちの通常のあり方であり、国司や大宰に擬し得る刺史・都督に起用されることは殆んど皆無と云ってよく、中国人が日本の郡司層を首領と称したとは考え難いのである。矢張り大伴氏や物部氏のような氏集団の長が首領としてみられていたことと思う。

以上中国人が呼称した渤海や他の蕃族社会の首領について検討してみたので、次に渤海内部における首領呼称をとりあげると、日本へ派遣された渤海使の職員中に首領の見出されることが注目される。延喜大藏省

式賜蕃客例条の渤海使の項をみると、使人の構成と賜物について次のように規定している。

大使 絹十疋、純廿疋、糸
五十絢、綿一百屯、糸卅、 判官 各純十五疋、糸
二十絢、綿七十屯、糸卅、 副使 純廿疋、糸卅、糸卅、 判官 各純十五疋、糸
二十絢、綿七十屯、糸卅、 録事 各純十疋、糸卅、 訳語、史生、及首領 各純五疋、糸卅、 綿廿屯、

式の規定のこと故、標準的な渤海使の構成を念頭において立条されているとみてよいだろうが、首領は記載順序からみて最下級の職員であったと推測される。渤海使の構成を示す実例である承和八年十一月閏九月二十五日渤海国中台省牒案は次の通りである。

渤海国中台省、牒上、日本国太政官

応差入観、貴国使政堂省左允賀福延并行従人壹佰伍口

一人使頭 政堂省左允賀副延

(副) 一人 副使 王宝璋

二人判官 高文暄 烏孝順

三人録事 高文宣 高平信 安寛喜

二人訳語 李憲寿 高応順

二人史生 王禄昇 李朝清

一人天文生 晋昇堂

六十五人大首領

廿八人梢工

牒、奉処分、(中略) 准状牒上日本国太政官

省、謹録牒上、謹牒、

(承和八) 咸和十一年閏九月廿五日牒⁽¹⁰⁾

右の渤海使のあり方は式制に類似するが、異なる点として史生の下に

天文生が置かれ、首領が大首領とされ、その次に梢工が置かれている。

天文生は天体観測により船の位置を確認することを任とする役で、訳語や史生に准ずるとみてよいであろう。大使(使頭)以下の四等官や訳語・史生・天文生が少数の上級職ないし専門職を構成しているとみられる。

中台省牒から窺知される天文生の次の大首領及び梢工は使構成員の大半をしめ、前者は全体の六二%、後者は二七%となり、両者あわせると七九%となる。この両者は、航海中の操船や船内生活を維持するためのさまざまな所役に従う人たちとみてよいであろう。梢の字義は杓と同じで船の舵のことであるから、日本から唐や朝鮮へ遣わされる使節団に置かれた拖師・挾杓の類とみることができそうである。大首領の方は全体の六割近くを占める員数であることからみて、船の漕進に当る水手に当るとみてよいのではあるまいか。尤も梢工を工にポイントにおいて解釈すれば、船大工の要素をもつとみることができかもしれない。日本の遣外使節団には細工や船工が含まれているのであるから、渤海使船の乗船者に工人が含まれていても不思議でないだろう。

首領と大首領とは、字義からする限り上下の身分ないし職階差を示し、後者は前者の上に位置するかの如き感を与えるが、大蔵省式賜蕃客例条には首領しかみえず、承和八年中台省牒には大首領しかみえないところをみると、両者の間に上下の差があったとは直ぐには云えないように思われる。大首領の大は美称に過ぎないのであるまいか。大王といえは王の敬称であるが、大首領も同様の語法とみてよいように思う。中台省牒の大首領は乗船員の約三分の二を占め、水夫ないし船内の種々の所役に当たっていたと思われる、構成のあり方からみて式制にみる首領も同様の

職務に当たっていたとみてよいだろうから、仕事内容に差異があったとは考え難い。中台省牒の大首領の下には首領が置かれていないのであるから、大首領の大には大小という相対関係がらみの意味を欠いている可能性が大きいのである。私は、首領と大首領の間に相異はなかったとしてよいと思う。先に触れた「勅西南蛮大首領蒙煇義書」には最有力者である大首領とその下の諸酋たる首領とがみえていたが、渤海使の構成員中の首領・大首領はそれとは意味合を異にし、同義であると考えられる。大首領も首領も操船や種々の船内役務に従事する水手ないしそれに准ずる人たちということになると、首領の語義である集団や組織の長のイメージからはかなり距つていことになる。承和八年中台省牒の大首領は渤海使の三分の二弱の員数を占めているのであるから、自らの下に他を従えている長とは見做し難く、式制にみえる首領は四等官・専門職員より下位に位置づけられており、長とは考え難い。

渤海使の首領は『統日本紀』に四カ処程記載がみえ、天平十二年正月丙辰条には、

遣使就客館、贈渤海大忠武將軍胥要徳従二位、首領無位己闕棄蒙従五位下、

とあり、来航途次船が遭難し没死した首領己闕棄蒙が従五位下の叙位に預かっている。同じく水死した胥要徳が贈位に預かっているのは大使であることに依るが、他に水死している首領が少なくなかったと考えられる中で己闕棄蒙のみが贈位されている理由はよく判らない。或いはこの時の渤海使は入唐使判官平群広成を伴っているので、首領ながら己闕棄蒙は広成同伴の件で功績があったことによるのかもしれないが、それは

措いて、ここで注目されるのは首領己闕棄蒙が無位とされていたことである。先に私は首領を水手クラスかとしたのであるが、渤海の王宮内で官職を保持するような存在ではなかったことを示唆すると解されるのである。『統日本紀』における渤海使首領の初出は神亀四月九日庚寅条で、渤海郡王使首領高齊徳等八人、来著出羽国、遣使存問、兼給時服、とみえている。日本に来航した最初の渤海使関係の記事であり、大使寧遠將軍郎將高仁義および副使以下の游將軍果毅都尉徳周、別將舍航らが来着した夷地で殺害されたため、生きのこった首領高齊徳らが朝廷の存問をうけ時服を支給されているのであるが、首領高齊徳には大使高仁義に付されている寧遠將軍郎將の如き肩書が記されておらず、渤海の官職を欠いていることを示している。首領が官職をもたないことが高齊徳の場合からも窺見されるのである。

日渤海に国情の相異が考えられるので、日本の例をもちだしても余り参考にならないかもしれないが、日本の遣外使節の船を操り船内の所役に従事する水手は無位百姓であり、課役の民から起用されていた。『統日本紀』の遣唐使水手関係の記事を追っていくと、給復を行うとか房雑條を免除するといったものが散見されるが、水手が課役を負担する百姓であることを示している。操船となると誰でも当たることができるものではなく、遣唐使船などの水手には沿海地方の海士を称されるような人たちが登用されていたらしい。『万葉集』三八六九左注に対馬へ糧を送る船の舵師に太宰府が筑前国宗像郡の百姓宗形部津麻呂を起用し、老衰している津麻呂は淳屋郡白水郎荒雄に交替してもらったとの伝承がみえている。津麻呂や荒雄のような百姓・白水郎が遣外使節船の水手にあてられ

ていたのである。

私は、水手相当の渤海使首領らは日本の場合と同様に渤海の沿海地方の人たちが起用されていたことが考えられるように思う。武芸の時代の渤海は唐と抗争を繰返し、唐に通じた弟門芸の討殺を図るが、『旧唐書』渤海伝には、

二十年、武芸遣其將張文休、率海賊攻登州刺史章俊、

とあり、『唐書』にも同様の記述がみえている。渤海は海賊(開七)水軍を組織していたことが知られ、水手となり得る百姓を擁していたことが判明する。また天平十八年には渤海人と鉄利併せて千百余人が帰化を求めて来航し、宝龜十年にも渤海人・鉄利計三五九人が帰化目的で出羽国へやってきている(八)。これらの来航者は渤海王朝の圧迫をうけ亡命してきた人たちらしいが、日本海を来航してきているところを見ると、沿海地方にならざる海洋民のいたことが推考されるのである。

私は、渤海使の首領には、右の海洋民を主とする人たちが起用されていたとみてよいのではあるまいかと思う。となると、身分的に王朝に出仕する官人の如きとは考え難いことになる。宗像郡の津麻呂や滓屋郡の荒雄のような百姓ないし白水郎に類するような人たちが、首領を構成していたとみるのである。右の考察に立つと、渤海使の首領には実際には、官人身分ではなく通常の百姓が任命されていたことになるが、首領の本来的な語義からすれば、通常の百姓が任命されたそれを首領と呼ぶのは奇妙な語法である。というのは、先述した如く、首領の語義は組織・集団の長であり、中国人が蕃国の王や首長層を呼称する際の語法が本来的であるからである。

渤海人も首領なる語を含む中国皇帝の勅書を下賜されているのであるから、首領の本義を知っていたはずであるが、国内的には到底首長層とはいえない百姓を首領と呼称していたことになる。結局、渤海社会では首領の語義の変質が出来し、本義とは異なる用法を展開させていたと考えざるを得ないように思う。この点で示唆的なのは、日本における将領なる言葉の使われ方である。将領なる語は、あり触れた漢語で軍隊を統率する将軍ないし将帥を意味する言葉であるが、八世紀の日本では官工房の最末端職制を意味していた。一例を天平宝字七年正月三日「造東大寺告朔解(九)」にとると、さまざまな事業所に配置され、数人から十人程度までの雑工や仕丁・雇人らの監督に当たっていたと思われる人たちである。天平宝字五年六月辛巳詔によれば、

供奉御齋雜工將領等、隨其勞効、賜爵与考各有差、其未出身者、聽預当官得考之例、

とあり、ほぼ雑工扱いで、例外的に御齋会に供奉する将領のみが得考扱いとされ、通常の将領は得考身分とされず、白丁並だったことになる(一〇)。将領が雑工・仕丁を監督するといっても直ちには官人身分と云い難い存在であり、首長・首長層を称される人たちとはかなりの径庭があると云わざるを得ないだろう。将軍・将帥の本義とはかなり異質な含意となっており、将軍・将帥よりもはるかに下位の人を意味していることになる。即ち日本では将領なる語が本義を逸脱して使用されていることが認められるのであるが、渤海の首領も同様に本義を離れ百姓を意味する語に変質しているのではあるまいか。

ここで『類聚国史』渤海上、延暦十五年四月戊子条に戻ると、そこに

みえる首領について三様の解釈があることを紹介したが、首領の本義には悖るものの、百姓の意にとつてよいのではないかと考える。仮に渤海内において首領が有力豪族を意味する呼称だとすれば、水手クラスの渤海使の構成員を首領と称することはあり難いのではあるまいかと思う。

渤海内においては百姓クラスを首領と呼ぶ習慣があったようであり、『類聚国史』の記事はそのようなあり方を示していると考ええる。かかる推考にして依拠し得るとなると、首領を都督・刺史より下位の地方官とみたり、都督・刺史らの別称とする解釈は成立し難いことになる。渤海使にみる如く首領は使節団全体の三分の二弱を占めている下級職員であることからみて、刺史の下より下位とはいえ地方官に相応する存在とは解し難く、首領が都督・刺史の別称ということもあり難い。因みに天平十一年来朝の渤海大使胥要徳は若忽州都督を帯び、天平宝字二年に渡海してきた渤海大使揚承慶は輔国大将军兼将军行木底州刺史兼兵署少正開国公を帯び、同三年に来朝した大使高南申は輔国大将军兼将军玄菟州刺史兼押衙開国公に任じていた。¹⁷ これらの大使は都督ないし刺史を帯びており、都督・刺史が首領だとすると、大使も首領になってしまふという矛盾が出来てしまうのである。矢張り『類聚国史』の首領は百姓を意味する渤海内部での呼称とすべきである。問題の文章に關し、「ソノ下ノ百姓ヲ皆、首領ト曰フ」と訓めば、その直前の文章と同じスタイルになり、文章の続き具合いからみても百姓＝首領とするのが最も自然な訓みであろう。

以上渤海内で首領と呼ばれるのが官人・首長層でなく百姓であるとの解釈を述べてきたが、かく解釈すると、渤海では広域行政単位（大村）

に都督、より規模の小さい行政単位に刺史がおかれ、それらには土人たる高句麗人が任用され、靺鞨人からなる首領百姓を支配していたことになる。敢えて推測すれば、渤海使の首領にも多く靺鞨人が起用されていたのではあるまいか。

小稿の結論は渤海の首領に関する有力学説とは異なるが、中国人の用語である首領と渤海内部での首領呼称との相違に注目すると、卑案の如くならざるを得ないように思う。大方の御批正を賜りたい。

註

(1) 石井正敏「渤海の日唐間における中繼的役割について」(『東方学』五一号所収)。猶『続日本紀』でも最初の渤海使来朝記事である神亀四年十二月丙申条において「渤海郡旧高麗国也(下略)」という、渤海の沿革に触れた記事を載せている。猶、『類聚国史』延暦十五年四月戊子条の渤海についての記述に關し、「無州県館駅」の部分で州県・館駅ともでない状態の意と解釈し、延暦十五年前後の渤海の現況でなく、州県制度の整っていないかた建國当初のあり方を示している、と解するのが通例である。しかし天平十一年に入朝した渤海大使胥要徳は若忽州都督を帯びているのであるから(『続日本紀』天平十一年十二月戊辰条)、八世紀前半の日本において渤海に州県制度が布かれていたことが知られていたとみてよく、延暦十五年段階の国史記事が建國当初の州県のない状態の記述を行っているとは考え難いことである。私は、「無州県館駅」を「州県ノ館駅ナシ」と訓み、州県に置かれるのが本来である館駅＝駅館施設が欠如しているの謂

にとればよいと思う。『日本後紀』が編まれた九世紀段階においても渤海では、駅制の整備が行われていなかったであろう。矢張り『類聚国史』の渤海沿革記事は、九世紀段階におけるあり方を示していると解すべきである。

(2) 鈴木靖民「渤海の首領に関する基礎的研究」(『古代対外関係史の研究』(吉川弘文館)所収)。①②③のそれぞれの説を述べている論著については鈴木論文参照。

(3) 『全唐文』卷二八五。

(4) 『全唐文』卷二八七。

(5) 『全唐文』卷二八五。

(6) 『全唐文』卷二八七。

(7) 『全唐文』卷二八七。

(8) 『全唐文』卷二八七。

(9) 鈴木靖民前掲論文。

(10) 『平安遺文』補四号。

(11) 日本の遣外使節団の構成については延喜大藏省式入諸蕃使条参照。

(12) 『続日本紀』天平十八年歳末条。宝龟十年九月庚辰条。

(13) 『大日本古文书』五卷三七五頁。猶、日本の将領なる語は土木建築に関わる将作に由来していることが考えられるが、将領なる語の意味は将軍・将帥である。

(14) 『延喜式』では中務省式時服条に木工寮に十人、修理職に二二人の将領が置かれていることがみえ、式部省式上に修理職の将領に考

を与えると定めている。時代が降った段階で、将領に時服支給や与考らが定められるようになっていたのである。

(15) 『続日本紀』天平十一年十二月戊辰条。

(16) 『続日本紀』天平宝字二年九月丁亥条。

(17) 『続日本紀』天平宝字三年十月辛亥条。

(もりた・てい 金沢大学教育学部教授)